

神戸市鉄道駅再整備事業費補助金交付要綱

令和3年2月18日	制定
令和3年4月1日	改正
令和5年4月1日	改正
令和6年4月1日	改正
令和8年4月1日	改正

(目的)

- 第1条 この要綱は、神戸市と鉄道事業者で締結した連携協定に基づき、地域の玄関口である鉄道駅を中心としたにぎわいのあるまちづくりの一つとして、鉄道事業者が取組む駅舎等の再整備に対し補助を行うことにより、まちの魅力をより高め、活性化することを目的とする。
- 2 この要綱は、神戸市鉄道駅再整備事業費補助金（以下「補助金」という）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象事業者)

- 第2条 補助の対象となる事業者は、神戸市域に軌道を有し、神戸市と連携協定を締結した鉄道事業者（JR、大手民鉄、市営地下鉄及び神戸市の外郭団体を除く）とする。

(補助対象駅)

- 第3条 補助の対象となる駅は、連携協定を締結した鉄道事業者の駅で、神戸市と鉄道事業者が協議のうえ市長が認める駅とする。
- 2 市長は、前項に定める補助対象駅にかかる整備計画の概要を示した資料（様式自由）の提出を受けたときは、補助対象駅決定通知書（様式第1号）を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業は、神戸市内で補助対象事業者が実施する駅舎等の再整備（駅舎の建替や改修、憩いの空間の整備）で別表1に定めるものとする。
- 2 前項の事業で、第3条第2項に基づき事業を行う駅については、交付決定前に着手した場合であっても補助対象とすることができる。

(補助対象経費の上限額、補助率及び補助期間)

- 第5条 補助対象経費の上限額及び補助率は、予算の範囲内で、別表2に定めた上限額を

限度とする。なお、補助額は市と補助対象事業者との協議により、市長が決定する。

2 補助期間は、別表 2 に定める期間とする。

(交付申請)

第 6 条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、事業年度ごとに補助金交付申請書（様式第 2 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 申請にあたり、鉄道事業者は市と本事業の目的や効果について事前に協議すること。

(交付の決定及び通知)

第 7 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知する。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第 3 号）

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知する。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）

(補助申請の取下げ)

第 8 条 申請者は、第 7 条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申請者が第 7 条第 1 項の規定による通知を受けた日から起算して 20 日を経過した日までに補助金申請取下書（様式第 5 号）により申請の取り下げをすることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第 9 条 申請者は、補助金規則第 7 条に基づいて、補助事業内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 6 号）を、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号）を、当該変更、中止又は廃止があった日から 2 週間以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、当該補助事業の目的及び内容から当該補助事業に実質的に影響のない事項をいう。なお、補助対象経費あるいはその内訳を変更する場合は、30%以内の減とする。

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第 8 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 9 号）により、補助事業者へ通知する。

4 市長は、第 1 項の申請に対し、内容を審査した結果、適当とは認められないときは、補助金交付決定内容変更不承認通知書（様式第 10 号）又は補助事業中止（廃止）不承認通知書（様式第 11 号）により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 10 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の天災地変などの事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金規則第 10 条の定めによる。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助金規則第 13 条に基づく状況報告を求められた場合には、すみやかに補助金事業状況報告書(様式第 12 号) を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みがあるときは、すみやかに第 9 条の補助事業の変更の手続きを行うとともに、前項の様式第 12 号にその理由を付して遅くとも事業年度の 3 月 10 日までには市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 12 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了日から 1 ヶ月を経過した日又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金事業完了実績報告書 (様式第 13 号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類 (別表 3)
- (3) 収支決算書 (様式第 14 号)
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書(様式第 15 号) にて補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付の時期等)

第 14 条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定に係らず、市長は補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金規則第 6 条第 1 項の規定による決定に係る補助事業の完了前に、同項の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

(補助金等の請求)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書 (様式第 16 号) を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨の理由を付して、補助金交付決定取消通知書(様式第 17 号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付金返還請求書(様式第 18 号)により期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第 17 条 補助事業者は、補助対象経費に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿を常に整備するとともに、当該補助事業が完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存するようしなければならない。

(再整備した施設の管理)

第 18 条 補助事業者は、再整備した施設について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

(再整備した施設の処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した施設を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してならない。ただし、再整備後 10 年あるいは補助金の交付の目的及び当該施設の減価償却耐用年数を勘案して市長が定める期間のいずれか短い年数を経過した場合、又は市長が承認した場合はこの限りではない。

2 補助事業者は、再整備後 10 年あるいは補助金の交付の目的及び当該施設の減価償却耐用年数を勘案して市長が定める期間のいずれか短い年数の経過前に前項の処分をしようとするときは、あらかじめ施設処分承認申請書(様式第 19 号)を提出し、市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、施設処分承認通知書(様式第 20 号)により、補助事業者へ通知する。

(必要な調査等)

第 20 条 市長は、地方自治法第 221 条第 2 項(予算の執行に関する市長の調査権等)に基づき、補助金規則の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、必要な書類の提出を求め又は職員に調査をさせることができる。

(その他)

第 21 条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月18日より施行し、令和2年10月1日から適用する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

5 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1)

神戸市鉄道駅再整備事業費補助金交付要綱第4条に基づく駅舎等の再整備の事業内容

○駅舎の建替や改修（主なもの）		
・建物の建替や改修	・駅務関係施設の移設	・駅案内関係の整備
・トイレ改修	・待合室等休憩スペースの設置	など
○憩いの空間の整備（主なもの）		
・基盤整備（舗装、上下水道の配管及び電気の配線等）	・植栽の設置	
・ベンチ移設や新設	・街灯の設置	など

※憩いの空間：鉄道事業者が公共的空間として敷地を供出し、鉄道利用者だけでなく誰もが憩い佇むことができるとともに、地域のイベントなど多様な地域活動に活用できる空間

※バリアフリー対象事業を除く

(別表2)

神戸市鉄道駅再整備事業費補助金交付要綱第5条の対象経費の上限額、補助率

補助対象事業		補助対象経費の上限額・補助率	補助期間
計画	駅舎等の再整備の計画	・補助対象経費の上限額 2,000千円/駅 ・補助率 補助対象経費の2/3~1/1	1駅につき補助 開始年度から1 年
設計	駅舎等の再整備の設計	・補助対象経費の上限額 10,000千円/駅 ・補助率 補助対象経費の2/3~1/1	1駅につき補助 開始年度から1 年
上記計画に基づき実施する工事	駅舎の建替や改修	・補助対象経費の上限額 120,000千円/駅 ・補助率 補助対象経費の2/3~3/4	1駅につき補助 開始年度から1 年（翌年度に限り事業延長を認める）
	憩いの空間の整備	・補助対象経費の上限額 30,000千円/駅 ・補助率 補助対象経費の2/3	

(別表3)

神戸市鉄道駅再整備事業費補助金交付要綱第12条第2号に基づく事業の実績状況が分かる書類

事業	必要書類
計画	<ul style="list-style-type: none">・箇所図・設計案を比較検討した書類・建替・改修・整備の計画内容が分かる書類（鳥瞰図を含む）
設計	<ul style="list-style-type: none">・建替・改修・整備の内容が分かる設計図書（鳥瞰図を含む）・建替・改修・整備の内容に関する数量表、概算工事費
工事	<ul style="list-style-type: none">・建替・改修・整備の前後の写真・建替・改修・整備の出来形図・建替・改修・整備の数量表・設置した施設の概要が分かる書類・建替・改修・整備にかかった費用が確認できる書類 <p>（ 工事・作業費の場合：請負事業者からの請求書及び内訳（写し） 材料費の場合：請求書等支払いに関する書類（写し） ）</p>

様式第1号（第3条関係）

補助対象駅決定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者名） 様

神戸市長

下記補助金の補助対象駅を次の通り決定しましたので、通知します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業
補助対象駅	
補助期間（想定）	令和 年度から令和 年度を予定
その他決定事項	

事業実施にあたっては、定期的に本市担当職員に進捗状況を報告してください。

補助金交付申請書

第 号

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

代表者名

下記補助金の交付について、次のとおり申請します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業	
目的及び内容		
補助事業の期間	着手（予定） 年月日	年 月 日
	完了（予定） 年月日	年 月 日
補助金の額	円	
添付書類	・再整備計画を示した資料（様式自由）	

補助金交付決定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）
（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業
補助金の交付対象事業 及びその内容	上記補助金交付申請書に記載のとおり
交付の条件	（例）特にありません。

- （注意）
1. 交付決定を受けた場合は、神戸市補助金規則及び神戸市鉄道駅再整備事業費補助金交付要綱に従ってください。
 2. 事業実施にあたっては、定期的に本市担当職員に進捗状況を報告してください。
 3. この通知後に、事業計画を変更又は中止しようとする場合は、速やかに連絡してください。

補助金不交付決定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった事業について、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

補助金申請取下書

第 号

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって申請した下記事業について、次のとおり取下げます。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業
取下理由	
取 下 日	年 月 日

補助金交付決定内容変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった下記事業について、次のとおり内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業	
変更の理由		
補助事業の期間	着手（予定）年月日	（ 年 月 日） 年 月 日
	完了（予定）年月日	（ 年 月 日） 年 月 日
補助金の額	（ 円） 円	
算出の基礎		
添付書類	・事業計画書（変更後）	

（注）表中、変更前の金額は上段（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった下記事業
について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

補助金交付決定内容変更承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定内容の変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業	
補助金の交付対象事業 及びその内容	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引額	円
交付の条件		

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で補助事業中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業
交付決定通知日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

補助金交付決定内容変更不承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定内容の変更申請のあった事業
について、下記の理由により不承認とすることに決定したので通知します。

記

1. 不承認とした理由

補助事業中止（廃止）不承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）
（代表者）

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で補助事業中止（廃止）申請のあった事業について、下記の理由により不承認することに決定したので通知します。

記

1. 不承認とした理由

補助金事業状況報告書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業の実施状況について、次のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称 神戸市鉄道駅再整備事業

2. 事業の実施状況

事業内容	進捗状況 (%)	着工期日	完了予定期日	遅延又は遂行が困難な理由
			()	
			()	
			()	

(注意)・完了予定期日の () 内には当初予定期日を記入する。

・遅延又は遂行が困難な理由については、別紙で添付してもよい。

補助金事業完了実績報告書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、
その実績を報告します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業	
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

収支決算書

令和 年 月 日

1. 収入の部

(単位：円)

項目	決算額	摘要
神戸市補助金	円	
自主財源	円	
その他 ()	円	
計	円	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	決算額	摘要
	円	
	円	
	円	
計	円	

- (注意) 1. 収支の計は、それぞれ一致する。
 2. 表中、変更があった場合は、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金額確定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、
補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業
補助金の確定額	円
特記事項	

補助金請求書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

代表者名

下記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

請求金額	円
補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

（注）口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

様式第17号（第16条関係）

補助金交付決定取消通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業について、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業
補助金の額	円
取消しの理由	

交付金返還請求書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付した上記補助金については、下記の理由により交付決定を取り消しますので、通知します。速やかに受領した補助金を下記口座に振り込んで返還をしてください。

記

1. 交付決定を取り消す理由

取り消す 補助金の額	円
---------------	---

2. 返還振込み口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他()
口座番号			
口座名義			

3. 返還期限

令和 年 月 日

施設処分承認申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業にて再整備を行った施設の処分を行いたいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業
補助年度（補助対象期間）	
処分施設	
処分を行う理由	
再整備後の経過年数 （事業完了日から処分申請書 提出日まで期間）	年 月

（注意）必要に応じて、資料を添付すること

施設処分承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で処分承認申請のあった下記施設について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市鉄道駅再整備事業
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
処分施設	
承認理由	処分理由が適当であると認められるため